

＜奨学金事業の注意事項＞

●応募要件について

以下の全てに合致する方が募集対象となります。

- (1)日本国籍を有すること
- (2)県内大学の正規の学部生又は修士課程に在籍する者で、仙台都市圏における創業又は仙台都市圏の地場企業等への就職を強く希望する者
- (3)おおむね半年から1年程度を限度に協定留学又は協定外留学に出発すること
- (4)海外留学終了後、県内大学に戻り学位取得のため学業を継続すること
- (5)心身共に健康で、法令を順守し、不法行為をしないこと
- (6)海外留学する年の4月1日現在の年齢が29歳以下であること
- (7)産業振興事業団が実施する海外留学事前研修会等に参加すること

●対象留学について

- ①協定留学 …海外の大学との協定に基づき、県内大学に在籍したまま、海外の大学への派遣プログラムに参加するもの
- ②協定外留学…①以外の海外留学で、教授会等で認められ、単位取得を目的に県内大学に在籍したまま海外の大学へ留学するもの

●奨学金の返還について

仙台都市圏以外での創業・就職の場合は奨学金の返還を行ってまいります。返還額は月額1万円（毎月月末引落）以上となります。

なお、返還開始は、大学卒業後6カ月経過時点からとなります。

大学院への進学や傷病、生活困窮により奨学金の返還が困難な場合は、返還猶予や減額返還（毎月の返還額を減らし、返還回数の変更を行うことです。ただし、返還しなければいけない元本は変わりません）の制度がありますのでご相談ください（返還猶予や減額返還は、手続きが必要となります）。

手続きに必要な書類については提出の際に財団へご確認ください。

滞納が発生した場合には、連帯保証人へ連絡及び返還請求を行います。

●連帯保証人について

仙台都市圏で36カ月操業・勤務すると返還免除となりますが、基本は貸与(無利子)の奨学金です。奨学生決定後、奨学金の振込に際しては、連帯保証人を選定して頂く必要があります。

奨学生決定を受けても、借用書に連帯保証人の自署・押印が得られない場合は、奨学金の貸与は出来ませんので、願書提出前に連帯保証人となる方に事前に話をしておいて下さい。

また、連帯保証人は下記の条件を満たす必要がありますので、申請前に確認をお願いします。

・原則として本人の父または母。父母がいない場合には、本人の兄弟姉妹・おじ・おば等4親等以内の成年親族（本人の配偶者除く）。本人が未成年の場合は親権者（親権者がいない場合未成年後見人）。

●その他

本人が死亡した場合や精神もしくは身体の機能に著しい障害が生じて働けなくなった場合には、奨学金の全部又は一部について、返還免除を受けることが出来ますのでご相談ください。

奨学金は無利子の貸与ですが、滞納が発生した場合、年利5%の延滞金を徴収することがありますのでご注意ください。